

## 新型コロナウイルスの対応について（第 47 報）

2022 年 3 月 18 日

「まん延防止等重点措置」の解除について

政府は 3 月 17 日、18 都道府県に対して実施中の「まん延防止等重点措置」を 3 月 21 日の期限で全面解除することを決定しました。

当社は今回の決定を受け、本社、東京地区、札幌支店および九州支店において実施中の業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 3 月 21 日までで解除します。

なお、引き続き、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。